

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

平成 2 3 年 5 月

宮 城 県

# 目 次

まえがき	1
第1 普及指導活動の課題	2
1 先進的農業を担う経営体の育成	2
2 地域農業の振興に向けた総合的な支援	3
第2 普及指導員の配置に関する事項	4
1 普及指導員の職務	4
2 普及指導員の配置の考え方	4
3 農業大学の教育担当者	4
第3 普及指導員の資質の向上に関する事項	5
1 普及指導員の研修強化	5
2 調査研究活動・研究会の充実強化	5
3 普及指導手当	5
4 人事交流の促進	5
第4 普及指導活動の方法に関する事項	6
1 活動体制の整備	6
2 普及指導計画の作成と普及指導活動の重点化	6
3 普及指導員の活動方法	7
4 普及活動の評価	8
5 農業研修教育の充実強化	8
第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	9
1 地域の課題解決に向けた各種行政施策への対応	9
2 農業改良普及推進協議会の設置	9
3 海外技術交流への対応	9
<別表> 研修基本計画	10

## まえがき

宮城県の協同農業普及事業(以下「普及事業」という。)は、「農業改良助長法」(昭和23年法律165号)(以下「助長法」という。)に基づき、国との協同事業として、常に現場で農業者に接し、農業者の生産技術や経営等の改善、人づくり、組織づくり、地域づくり等を市町村、農業団体等とともに支援してきた。

近年、農業・農村を取り巻く情勢は、食料自給率の低下や市場原理の導入等による農産物価格の著しい低下に加え、肥飼料・燃油等生産資材の高騰により経営環境が悪化している。また、農業者の高齢化や耕作放棄地の増大、農村集落の活力低下等の問題も顕在化している。さらには、安全・安心をキーワードにした生活者の農畜産物に対する消費ニーズの変化や地球温暖化等環境問題への関心の高まりなど急激に変化している。

こうした状況のなか、これらの問題解決の対策として、国では平成22年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を作成し、農業の持続的な発展と食料自給率の向上、農村の振興、食糧の安定供給の確保に向け、戸別所得補償制度の導入や農業・農村の六次産業化等の施策等を展開していくこととしている。

宮城県では、平成19年3月に作成した「宮城の将来ビジョン」に掲げた「富県宮城」の実現や「みやぎ食と農の県民条例」と「同基本計画」が目指す農業・農村の振興に向けた施策を、宮城県の責務と役割を明確にしつつ、国、市町村、農業団体、農業者、生活者等との連携を図り、総合的に展開しているところである。

このような農業情勢と宮城県農業の置かれた状況を考慮して、農業経営体の育成と地域農業の振興を図り、「元気の出る宮城の農業」を実現させるためには、農業生産現場の最前線で活動する普及指導員の役割は非常に大きく、普及指導体制を整備し普及指導活動の高度化や重点化により宮城県の普及事業を効率的かつ効果的に展開推進する必要がある。

この「協同農業普及事業の実施に関する方針」(以下「実施方針」という。)は、「助長法」により国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」(以下「運営指針」という。)を基本とし、宮城県の普及事業の推進方向を示す次の五つの事項を定めるものである。

- 第1 普及指導活動の課題
- 第2 普及指導員の配置に関する事項
- 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項
- 第4 普及指導活動の方法に関する事項
- 第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

## 第1 普及指導活動の課題

宮城県の普及事業は、スペシャリスト機能を発揮した高度な技術支援による「先進的農業を担う経営体の育成」及びコーディネート機能を生かした「地域農業の振興に向けた総合的な支援」の二つを主な普及指導活動の課題に位置付け、具体的な活動を展開するとともに、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に掲げた目標を達成するため、「競争力と魅力のある農業の展開」、「安全で安心できる県産食材の供給力強化」及び「活力ある農村づくり」に向けた活動等を展開する。

活動に当たっては、課題の重点化及び対象の明確化を図るとともに、「男女共同参画の推進」及び「市町村、農業協同組合等の関係機関等との役割分担の明確化」について注意する。

### 1 先進的農業を担う経営体の育成

生活者や食関連産業者等の顧客ニーズに合った農畜産物・加工品等を生産する先進的農業を担う経営体を育成するため、高度な生産技術の導入や総合的経営管理能力の向上を支援する。

#### (1) 技術革新に取り組む経営体の育成・支援

支援対象者を明確にして、生産技術と経営技術の両面から総合的に支援することにより、経営管理能力の高い経営体を育成する。

特に生産技術面では、収益性や競争力を高める農畜産物の栽培・飼養管理技術、省エネルギー技術、省力化技術、地球温暖化適応技術等の導入により生産技術革新に取り組む意欲的な経営体を支援し、その経営体質強化を図る。

イ 革新的技術及び新規作目等の導入、栽培・飼養管理の最適化、技術の体系化、省力化技術の導入等による食料供給力の向上及び生産コストの低減支援

ロ 顧客ニーズの把握に基づいた栽培・飼養管理に取り組む経営体への技術導入支援

ハ 主要農作物の優良種子生産支援活動及び種子生産に関する審査

ニ 経営分析・診断に基づく生産・経営の課題解決支援

ホ 生産組織の経営確立・再編と経営の発展段階に応じた法人設立支援

ヘ 営農・生活設計の作成や家族経営協定締結の推進による農家経営改善の実践支援

ト 従事者の安全衛生の確保と、福利・厚生に配慮した雇用・労務管理の定着支援

チ 民間専門家等との連携による知的財産権に関する支援

#### (2) アグリビジネス経営体の育成・支援

農業者が主体的に取り組む戦略、異業種経営者等との連携戦略、経営者グループ等による組織的戦略などの各段階の取組に対し、商品開発、企画活動、生産技術、経営管理等を支援し、アグリビジネス経営体の育成を図る。

イ マーケティング戦略等に基づく経営計画作成と地域資源を活用した商品開発支援

ロ 民間専門家等との連携による付加価値の高い生産・加工技術の導入・定着支援

ハ 商品の品質・衛生管理の徹底と持続性の高い生産・加工・販売の展開支援

ニ 農商工連携や異業種交流活動への支援

ホ 生活者ニーズ等に基づく多様な販路の確保及び農業協同組合等関係団体との連携による販売体制の整備支援

#### (3) 安全で安心できる農畜産物の生産に取り組む経営体の育成・支援

生活者に信頼される生産管理システムの定着に向け、生活者が求める安全で安心できる農畜産物の生産に取り組む経営体を育成・支援する。

イ 農業生産工程管理(GAP)に取り組む経営体への定着支援

ロ 表示等に関する知識の普及指導

ハ トレーサビリティに取り組む経営体への定着支援

ニ 生産者からの情報発信支援

ホ 農薬登録情報等の迅速で正確な提供による農薬等の適正使用の推進

#### (4) 環境と調和した農業生産に取り組む経営体の育成・支援

「人と環境にやさしい農業」を推進するため、化学肥料や化学合成農薬の使用の節減など生産管理体系の転換に取り組む経営体を育成・支援する。

また、家畜排せつ物等の有機質資源を有効活用し、地域資源循環機能の維持増進及び環境への負荷軽減を推進し、生活者からも支持される農業生産への取組を支援する。

- イ 総合的病害虫・雑草管理(I P M)技術等、環境に配慮した栽培管理体系の導入と定着支援
- ロ 農業副産物や家畜排せつ物等を適切に堆肥化し土づくりに生かす耕畜連携農業の導入と定着支援
- ハ 「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」に取り組む農業者やエコファーマーへの技術支援
- ニ 有機農業に取り組む農業者への技術支援

## 2 地域農業の振興に向けた総合的な支援

行政施策、地域や農業者等の支援ニーズ等を基に、それぞれの地域農業の振興に向けた課題を設定し、地域の関係機関や農業者のリーダー等と連携して、迅速な課題解決を図る。特に地域農業担い手の確保・育成及び地域農業の構造改革並びに農村地域の振興に向けた積極的な取組を支援する。

### (1) 地域農業を支える経営意欲の高い担い手の確保・育成に向けた支援

「地域担い手育成総合支援協議会」(以下「地域担い手協議会」という。)の一員として、地域農業を支える経営意欲の高い担い手確保・育成活動を加速する。また、就農計画認定制度や家族経営協定の活用等により、担い手の経営者意識の醸成を進めるなど営農環境の整備に向けた取組を支援する。

- イ 「地域担い手協議会」を中心にした、認定農業者や集落営農組織、認定農業者を志向する農業者や組織経営体、認定就農者、就農希望者、経営参画を目指す女性農業者等地域農業担い手の確保・育成支援
- ロ 農村青少年クラブ、生活研究グループ等の組織活動や農業部門別研究活動の促進
- ハ 農業士や研修教育施設等と連携した経営者の育成・支援
- ニ 農業研修教育の実施による次代を担う経営者の養成・支援

### (2) 地域農業の構造改革に向けた取組に対する支援

戸別所得補償制度の導入に対応した取組を支援するとともに、各市町村が作成した地域水田農業ビジョンの実現に向けて、地域農業者の合意と連携構築によって、米政策改革に対応した「売れる米づくり」や各地域の実情に応じた多様な振興品目(野菜、果樹、畜産等)の産地化を図り、水田有効活用による水田農業の活性化と園芸・畜産の生産体制整備を支援する。また、地域の実情に応じた地域営農システム等の構築による生産体制の再編成等を積極的に支援する。

- イ 戸別所得補償制度の導入に対応した取組支援
- ロ 地域水田農業ビジョンの具体的な行動計画の実践支援
- ハ 売れる米づくり及び水田有効活用による水田農業の活性化支援
- ニ 地域振興作物等の生産体制の構築支援
- ホ 水田の利用集積、労働力調整、効率的な設備投資等について、地域内及び広域的な連携を図るマネジメント機能の構築支援

### (3) 農村地域の振興に向けた取組に対する支援

地域の特性・資源・人材を生かした農業の振興や、農商工連携等六次産業化の推進による所得向上への支援を行うとともに、地域全体の合意形成に基づいた集落営農や地産地消、地域内外の住民との交流など多様な取組を支援する。

- イ 農村地域振興の核となる組織及び経営体の育成支援
- ロ 地域農産物の高付加価値化及び特産品づくり支援
- ハ 農業を核とした多様なコミュニティビジネスへの支援
- ニ 農村地域における各種交流活動支援
- ホ 遊休農地(耕作放棄地)の解消に向けた生産技術支援
- ヘ 環境にやさしい営農活動への支援
- ト 有害鳥獣対策への地域的な取組支援

## 第2 普及指導員の配置に関する事項

### 1 普及指導員の職務

普及指導員は、次の職務を行うとともに、試験研究機関及び農業者研修教育施設並びに行政機関等との連携の下に、常に現場にあって経営体の育成及び地域農業の振興支援を行っていくことを業務の基本とする。

#### (1) 直接農業者に接し行う普及指導

高度かつ実践的な技術及び科学的知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使し、巡回指導、相談、実証・展示、講習会の開催等の手段により、直接農業者に接し、農業経営の改善又は農村生活の改善のための普及指導を実施する。

#### (2) 普及指導員が行う調査研究

試験研究機関、大学等と十分に連携するほか、市町村、農業団体、教育機関等と密接な連絡を保ちつつ、地域農業の課題解決に実効性を有する専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法についての資料調査、実態調査、実証・適応試験、実験・研究、現地の先進的事例の理論化等を実施する。

### 2 普及指導員の配置の考え方

宮城県は、農業情勢や地域の特性、取り組むべき課題等を考慮し、農業改良普及センター（「助長法」第12条に規定する普及指導センターとして設置するものをいう。以下「普及センター」という。）及び本庁に普及指導員を配置する。

#### (1) 普及センターに配置する普及指導員

地域に適した先進的な技術の導入、地域農業の重点的な課題解決に必要な能力を持った普及指導員の確保・配置に努め、農業者、市町村、農業団体等との信頼関係を維持し、地域に密着した継続的な普及指導活動が展開できるよう配慮する。

なお、普及センター所長については、普及指導員を充て、普及センターの長としての管理のほか、普及指導員の業務を行う。

#### (2) 本庁に配置する普及指導員

普及指導員の相互研さん等による能力向上や普及指導活動の支援、県行政施策への提案とその円滑な推進支援、普及組織と試験研究機関、研修教育施設、県関係機関及び国等の関係機関との円滑な連携等を図るため、企画管理運営機能及び研修機能等を備えた普及指導員（以下「本庁に配置する普及指導員」という。）を本庁に配置する。

### 3 農業大学校の教育担当者

次代の宮城県の農業を担う青年農業者の育成と、農業者の経営発展段階に応じた研修教育を行う農業大学校の教育担当者は、就農を希望する者に対する指導力を有し、かつ、農業・農村の実情及び農業者の実態を熟知した指導者であることが必要であることから、普及指導員資格を有する職員の適切な配置に努める。

## 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

### 1 普及指導員の研修強化

農業分野における技術革新や農業者の高度かつ多様なニーズに対応するため、普及指導員には技術水準の向上及び農業者に対する実践的な指導能力、農業現場における課題解決能力等の強化・高度化が必要である。

このため、普及指導員の自己啓発を重視し、自己研修と職場研修を基本としながら、宮城県は国等が行う研修との連携を図り、体系的かつ計画的に資質向上に向けた研修を実施する。

#### (1) 研修基本計画と単年度研修計画

研修基本計画は、平成22年度を初年度とする5か年計画とし、別表に定める研修を実施することにより、体系的かつ計画的な資質向上を図る。

単年度の研修計画は、研修の種類ごとに本庁に配置する普及指導員が中心となり、試験研究機関、関係各課の協力を得て作成する。

#### (2) 普及指導員段階（自己研修）

普及指導員は、普及指導活動の目標達成のための役割意識を持ち、指導力の向上に励む等自己研修に努める。

研修内容は、普及指導活動で必要とされる技術、知識及び普及方法とする。

普及センター所長は、普及指導員に対し適切な指導助言と援助策を講じ、自己能力開発を効果的に進められるように配慮する。

#### (3) 普及センター段階

自己研修と宮城県、国段階の研修を相互補完し、研修効果を高めるため、普及センター段階では本庁に配置する普及指導員との連携を図りつつ、現地指導等の日常業務を組み合わせた実践的な研修を実施する。

なお、新任（任用2年目まで）及び普及センターに初めて配属された（配属1年目）普及指導員等には、助言指導を行う普及指導員（トレーナー）を配置し、日常の普及指導活動を通じて、普及方法と専門項目の技術を中心とするOJT研修を実施するとともに、普及センター全体で計画的に育成することにより、資質向上を図る。

#### (4) 本庁段階（集合研修）

宮城県農政や地域農業の重要課題、普及指導員のニーズ等に即して課題、研修内容を設定し、体系的かつ計画的に集合研修を実施する。

なお、体系化に当たっては、任用後の経験年数や個々の普及指導員の知識・技術等の習得状況、解決すべき課題等に応じて、段階的に能力の強化を図られるよう配慮する。

（研修体系については別表参照）

イ 新任期等普及指導活動基礎研修（普及指導活動年数1年目から2年目まで）

ロ 実践指導能力強化研修（普及指導活動年数2年目から3年目まで）

ハ 専門指導力強化研修（普及指導活動年数4年目以上の希望者）

ニ 総合指導力強化研修（普及指導活動年数おおむね10年目以上の希望者）

ホ 企画・運営力強化研修

#### (5) 国段階（国及び東北ブロックの集合研修）

国が実施する研修又はこれに準ずる研修へ普及指導員を積極的に派遣し、高度先進技術、経営管理指導力及び農政課題に関する解決・指導力の向上を図る。

### 2 調査研究活動・研究会の充実強化

資質向上の観点から、普及指導員が課題解決のために調査研究活動を行うとともに、その成果と共通課題の検討及び情報交換を行う研究会を実施する。

### 3 普及指導手当

普及指導手当制度については、普及指導員の職務の特殊性を考慮し、意欲のある優秀な人材の確保を図る観点から、その適正な運用に努める。

### 4 人事交流の促進

高度な技術や知識、広い視野や最新情報、行政施策を活用した支援能力等を持ち、普及指導活動において指導力を発揮できる普及指導員を育成する観点から、年齢構成や一定の在任期間に配慮しながら、行政機関、試験研究機関、研修教育機関等との人事交流を行う。

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 活動体制の整備

#### (1) 普及事業実施機関の設置

宮城県は、農業経営及び農村生活の改善に関する技術及び科学的知識の普及指導、情報の提供その他の活動を行うため「助長法」第12条第1項に規定する普及指導センターとして普及センターを宮城県行政組織規則に基づき設置する。

また、優れた農業の担い手となる人材の養成及び農業者の研修を行うため「助長法」第7条第1項第5号に規定する農業者研修施設として農業大学校を宮城県農業大学校条例に基づき設置する。

#### (2) 普及センターの事務

普及センターは、次の事務を行う。

イ 農業経営及び農村生活の改善に関する技術及び科学的知識の普及指導活動

(イ) 普及指導員の活動により得られた知見の整理・体系化並びに普及指導員への提供及び共有化

(ロ) 普及指導活動の役割分担及び進行管理

(ハ) 普及指導計画の作成及び変更並びに普及指導活動の評価

(ニ) 普及センター内の研修の実施

(ホ) 関係機関・団体との連絡・調整

(ヘ) その他普及指導に必要な活動

ロ 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供

ハ 新規就農に向けた啓発，就農関連情報の提供，新規就農に関する相談，指導・助言その他の新規就農を促進するための活動

ニ 主要農作物の優良種子生産支援活動

#### (3) 普及センターの配置

効率的・効果的に普及指導活動を展開するため，地域農業の特性及び課題を考慮し，普及センターを県内に9か所配置する。

#### (4) 普及センターの体制

第1第1項及び第2項の規定による施策に対応し，組織的に解決を図る体制として，普及センターに先進技術班及び地域農業班を配置する。

### 2 普及指導計画の作成と普及指導活動の重点化

#### (1) 普及指導計画の作成による計画的な普及指導活動

普及センターは，平成22年度からおおむね5か年の普及指導活動を体系的かつ継続的に行うための指針として「地域普及指導基本方針」を，さらに毎年度の計画として「普及指導年度計画」を作成し，これらに基づき，計画的で効果的な普及指導活動を実施する。

なお，普及指導計画の作成に当たっては，次に掲げる普及指導対象及び普及指導課題の重点化に注意する。

#### (2) 普及指導対象の重点化

認定農業者や集落営農組織をはじめとする地域農業担い手を普及指導活動における支援対象として位置付け，積極的に育成・支援する。

なお，対象の選定に当たっては，必要に応じ「地域担い手協議会」等と十分な調整を行うこととする。

#### (3) 普及指導課題の重点化

普及指導課題については，中期的視野を持ちつつ宮城県の行政施策の推進方向や第1の規定による普及指導活動の課題を基本とし，地域の実情や既存の地域農業振興ビジョン等の内

部環境の変化及びWTOやFTA交渉の進展などの外部環境の変化を考慮して、プロジェクト課題として重点化し、年度ごとに設定する。

なお、普及指導課題の設定方法等については、別途「普及指導計画策定要領」を定める。

### 3 普及指導員の活動方法

#### (1) 普及センターに配置する普及指導員の活動方法

##### イ 普及指導計画に基づく組織活動

普及センターに配置された普及指導員は、普及指導計画に基づき、担い手等に対し高度・先進的な技術の指導及び関係機関等との連携の下に地域の農業経営・技術の課題解決支援を行うとともに、課題解決に当たっては、組織的に普及指導活動を行う。

##### ロ 地域や課題に応じた活動体制及び活動手法の選択

宮城県の普及指導活動体制は、管轄区域全体を対象に専門担当を置く専門分担方式を基本とし、あわせて管轄区域内の特定の地域を活動範囲とする地域担当普及指導員を配置する。

活動に当たっては、高度かつ実践的な技術及び科学的知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使した活動を展開する。

地域担当普及指導員は、関係機関等との連携の下に地域農業構造の改善や担い手の確保・育成、農村地域の活性化、農村生活環境の改善等、地域農業の総合的な課題解決に向けた体系的な支援活動を行う。

なお、地域に密着した活動の強化が必要な場合は、普及センター所長の判断により管轄区域を区切って専門担当を置く地域分担方式を併用することができる。

##### ハ 情報を活用した普及指導活動の強化

普及指導活動上の情報や基礎資料及び指導資料等を所内LANでデータベース化するとともに、県イントラネット等により情報を共有化し、普及指導活動の円滑な実施に役立てる。また、農家カードや活動記録等については経営管理支援データベース等を活用し、普及指導活動を効率的に進める。

農業者等へは、インターネット等情報メディアを活用し、より効率的で即時的な情報提供を行う。

##### ニ 関係機関・団体等との役割分担の明確化と連携強化

地域の課題解決に当たっては、市町村及び農業委員会、県関係機関、農業団体等との間で、地域や対象の状況、普及センターの活動領域等に応じた役割分担の明確化を図るとともに連携を強化する。

特に、生産から販売まで一貫した対応が可能な農業協同組合の営農指導事業に対しては、確立された技術の普及や簡易な土壌診断等地域全体を対象とする一般的な営農指導やマーケティングの充実に期待し、普及センターとして積極的に情報交換を行う。

また、普及センターは「地域担い手協議会」の一員として地域農業の担い手育成に当たる。

##### ホ 試験研究機関との連携強化

普及指導課題の解決に向け、試験研究機関に対して研究要望課題を提起する一方、試験研究成果や普及に移す技術については、現地実証・展示や研究会等を通して農業者への迅速な普及に努める。

##### ヘ 普及指導協力委員の活用

農業経営の高度化に伴って要請が高まっている財務、税務、労務、知的財産権等の民間専門家が存在する分野やアグリビジネス等の振興の上で必要な農商工連携や加工、流通、販売等の専門的技術については、「普及指導協力委員」制度等により、民間専門家等を積極的に活用する。

#### (2) 本庁に配置する普及指導員の活動方法

##### イ 普及指導活動に関する総合的な企画・調整

本庁に置く普及指導員は、普及指導員全体の普及指導活動状況等を把握し、技術・経営・生活・地域の改善等の総合的視点から課題解決が図られるよう支援する。

特に、普及指導員が行う調査研究や普及指導活動を効果的、効率的に実施するため、総

合的な企画調整及び資質向上のための相互研さんや情報の収集・分析・蓄積・提供を行う。

ロ 試験研究機関，研修教育機関及び行政機関との連携

普及センターに配置された普及指導員と試験研究機関及び研修教育機関との連携活動を支援する。また，普及現場における宮城県の行政施策等の活用と円滑な推進を支援し，現地活動等により把握した地域農業の動向，農業者のニーズ，課題等について本庁段階における行政施策へ提言する。

## 4 普及活動の評価

### (1) 内部評価の実施

宮城県は，普及指導員の普及活動を計画的かつ効率的，効果的に実施するため「プロジェクト課題内部評価要領」を定め，普及指導年度計画で設定した活動指標及び成果指標に対する活動成果の検証・評価を行う。

また，普及主務課及び普及センターは，県行政課題の着実な推進，職場間・職場内の目標の共有化と連携強化により組織一体となって取り組むとともに，効率的・効果的な行政運営等を目的に実施されている「創造的目標達成システム」で掲げる課題と普及事業の課題との整合性を図り，普及事業の評価を一層充実させる。

### (2) 外部評価の実施

イ 「普及活動検討委員会」(本庁段階)及び「普及活動検討会」(普及センター段階)

宮城県は，普及指導協力委員，農業者，生活者，学識経験者，市町村及び農業団体の担当者等の代表者を構成員として，本庁段階では「普及活動検討委員会」，普及センター段階では「普及活動検討会」を設置し，主として普及指導活動の課題設定，普及指導計画及び活動評価等について意見を求める。また，経常的な普及指導活動に関する情報提供に努め，普及指導活動の充実や効率化を図る。

ロ 「課題対象農業者の満足度調査」の実施

県は，普及センターごとに地域や農家からの支援ニーズの把握を目的に，普及指導計画におけるプロジェクト課題の対象農業者に対し，普及指導活動に対する期待度及び満足度の調査を行い，普及指導活動に反映させる。

## 5 農業研修教育の充実強化

### (1) 就農前後における研修教育

普及センター，農業大学校及び「地域担い手協議会」等が連携し，就農希望者や新規就農者に対し，就農に必要な情報の提供や研修の実施など，継続的な支援を実施する。

### (2) 農業大学校における教育

イ 実践的な農業研修教育の充実

農業大学校は，宮城県の農業を担う優れた経営感覚を持つ青年農業者等を養成する農業者研修教育施設として，試験研究機関・普及センター等と一体的に連携し，農業士等の協力を得ながら，就農前からの体系的な研修教育を行う。

ロ 農業者の経営段階に応じた研修機能の充実

就農希望者から新規就農者，さらに地域のリーダー的先進農業経営者に至るまでの農業者の経営段階やニーズに応じた研修・講座の開催等により，農業者の生涯教育の場としての機能を強化する。

### (3) 学校教育との連携と農業体験学習等への取組

県民の農業・農村に関する理解を醸成し農業の担い手を将来的に確保する観点から，市町村，農業協同組合等の関係機関・団体が実施する学校教育の場などでの実践的な農業研修や農業体験学習等を支援する。

## 第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

### 1 地域の課題解決に向けた各種行政施策への対応

#### (1) 行政施策の推進

普及センターは、国・県・市町村が実施する各種行政施策が農業者に十分理解されるように、農業者の意向を把握した上で、組織として情報伝達・支援を行う。また、農業者や地域に対し、農業改良資金等の制度資金や各種補助事業導入についての情報提供等を行い、農業者の経営改善や地域活性化等が図られるように努める。

なお、必要に応じ、資金、事業を導入する上での現地の課題・問題点、現地の情勢を考慮して、必要とされる新たな事業や資金の枠組み等について、普及活動の現場から提案を行う。このほか、林業及び水産普及事業との連携にも配慮し、現地指導に当たる。

#### (2) 普及指導計画への位置付け

地域の課題を解決する上で必要な農業改良資金等の制度資金や各種補助事業は、普及指導計画に明確に位置付け、県関係機関、市町村、農業団体等との連携を図りながら、積極的に活用する。

近年の経済・農業情勢下では、資金や事業の導入は、計画作成段階から導入初期の段階までの支援の差異が、その後の経営体や地域の発展を左右することから、関係機関の役割分担を明確にして支援する。

### 2 農業改良普及推進協議会の設置

普及事業の円滑な推進を図るため、本庁段階に関係課長等で構成する「農業改良普及推進協議会」を設置し、普及事業の基本方針に関する事項等について意見調整を行い、適切な連携や役割分担の明確化等について検討する。

普及センター段階には、管内の市町村、農業委員会、農業協同組合等で構成する「普及事業等に関する地域連絡調整会議（地域農業改良普及推進協議会）」を設置し、普及指導計画の作成、実行、評価や具体的な役割分担等について検討するとともに、普及活動検討会等の外部評価体制を十分に活用し、円滑で成果の挙がる普及活動を進める。

なお、地方振興事務所等が持つ組織等の枠組みも活用できるものとする。

### 3 海外技術交流への対応

国際的視野を持つ普及指導員の養成に努めるとともに、普及指導員や農業研修生の海外研修、海外からの農業研修生の受入れ等に可能な限り努める。また、海外の農業情勢や普及事業等に関する情報収集・蓄積を積極的に行う。

研修基本計画(平成22～26年度)

普及経験年数 【区分】	<p>← 1 2 → 3 ← 4 5 6 7 8 9 10・12・14・16・18・20・・・・25・・・・30</p> <p>← 1 2 → 3 ← 4 5 6 7 8 9 10・12・14・16・18・20・・・・25・・・・30</p> <p>← 1 2 → 3 ← 4 5 6 7 8 9 10・12・14・16・18・20・・・・25・・・・30</p> <p>← 1 2 → 3 ← 4 5 6 7 8 9 10・12・14・16・18・20・・・・25・・・・30</p>											
研修目標	<p>普及事業の理解 実践的な指導 高度な技術に基づいた 総合的な課題解決 職員の意欲・能力向上支援と 基礎知識の習得 能力の向上 実践指導能力の向上 指導能力の向上 マネージメント能力の向上</p>											
普及センター段階	<p>○職場基礎研修(1年目3週間) ○職場OJT研修(1,2年目トレーナー制)</p>											
調査研究	<p>※調査研究会活動との連携による資質向上</p>											
県段階	①新任期等普及活動基礎研修	<p>○普及活動基礎研修(任用1年目,配属1年目) ○先進農家派遣研修(任用1年目,配属1年目希望者) △試験研究機関派遣研修(任用2年目,配属2年目希望者)</p>										
	②実践指導能力強化研修	<p>△スペシャリスト機能基礎研修(2～3年目) □コーディネート機能基礎研修(2～3年目) △農業経営支援基礎研修(2～3年目) △自主企画課題解決研修(3年目) ○総合資質向上研修(3年目～) △専門項目複数化研修(任意)</p>										
	③専門指導能力強化研修	<p>△スペシャリスト機能高度化研修(4年目～) □コーディネート機能高度化研修(4年目～)</p>										
	④総合指導力強化研修	<p>○指導力強化派遣研修(普及・試験研究) △アグリビジネス研修 △安全・安心な農畜産物供給支援対応研修 △環境保全型農業支援研修 □担い手育成支援研修 □地域構造改革支援研修 □農村振興支援研修</p>										
	⑤企画・運営力強化研修	<p>○トレーナー研修 ○普及指導活動支援能力向上研修</p>										
国段階 (H21の研修を例に記載)	<p>○普及指導員養成研修 ○課題解決力向上研修 ○実践指導力(畜産経営/養豚/リスク管理)強化研修</p> <p>△有機農業普及支援研修 △品目別高度先進技術研修(野菜/畜産) △中央畜産技術研修 △品目横断的高度先進技術研修(IPM/省エネルギー) △経営管理能力強化研修(経営分析/法人経営) □多彩な人材活用研修 □新規就農支援研修 □マーケティング導入研修</p> <p>□集落営農の組織化支援研修 □農村起業活動促進研修 ○農産物輸出促進研修 ○マーケティング戦略研修 △経営改善・提案力向上研修 ○農産物ブランド化支援研修 □地域農業マネジメント研修 □地産地消推進研修 ○普及指導手法高度化研修 ○普及指導活動マネジメント研修 ○普及指導活動企画調整等担当者研修 ○普及指導センター所長研修</p>											

○＝普及全般に関する研修  
△＝スペシャリスト機能に関する研修  
□＝コーディネート機能に関する研修